

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (石橋むつみ議員、小林直樹議員・第1回)

- 日 時 令和8年6月18日 午後2時28分～午後2時37分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 (1) 正副委員長の互選
(2) 調査請求内容について
(3) 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 草間道治
副委員長 長島満理子
委 員 寺田一樹、石崎遊太、千田征志、森谷久一郎、
- 議 長 神田真弓
- 出席議会事務局職員 石川博英議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー

○議長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開かせていただきます。

皆様ご承知のとおり、三浦市議会議員政治倫理条例第7条に基づく調査請求を受けましたので、条例第8条第1項により、議長において6月5日付で三浦市議会議員政治倫理審査会を設置し、本日まで出席の委員6人を指名いたしました。

今回は設置後初めての審査会でありますので、私から招集をさせていただきました。

本日は、まず正副委員長の互選をお願いします。

互選の方法は、政治倫理条例及び同条例施行規程に定めがありませんので、先例により、三浦市議会委員会条例に従って、年長委員に委員長が選出されるまで委員長の職務を行っていただきます。

本日まで出席の中での年長委員は草間道治委員ですので、よろしくお願いいたします。

では、席を交代いたします。

[委員長席を交代]

○年長委員 それでは、委員長が選出されるまで委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

互選の方法につきまして、ご意見ございますか。

○委員 互選の方法は指名推薦によることとし、委員長に草間道治委員を推薦いたします。

○年長委員 ただいま、互選の方法は指名推薦によることとし、私・草間道治を委員長に推薦す

るとの発言がございました。

お諮りいたします。指名推選により、委員長に私・草間道治を指名し、選任することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって、私・草間道治が委員長に選任されました。

○委員長　それでは、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま皆様方のご推挙により、私が当審査会の委員長に選任されました。

皆様方のご協力の下、円滑かつ慎重な審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この際、申し上げます。本日の審査会については報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いします。

それでは、引き続いて副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法については指名推選の方法によることとし、私から指名することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、私から指名をいたします。

副委員長に、長島満理子委員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、副委員長には長島委員を選任することに決しました。

長島副委員長は、副委員長席にお願いいたします。

〔副委員長席に着席〕

○委員長　それでは、長島副委員長からご挨拶をお願いいたします。

○副委員長　ただいまは副委員長に選任していただき、ありがとうございました。委員長を補佐し、職責を果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　では、初めに、当審査会の運営方法に関して決定をしたいと思います。

審査会の運営につきましては、三浦市議会議員政治倫理条例及び同施行規程に定めがあるものを除いては、三浦市議会委員会条例及び三浦市議会会議規則の委員会に係る規定を準用することとし、これに該当のないものについては随時お諮りすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

それでは、ここで議長の発言をお願いいたします。

○議長　このたび、三浦市議会議員政治倫理条例に基づきまして、柏 壽郎さんから二人の議員に対しまして政治倫理調査請求書が提出されました。

議長において点検をいたしまして、要件がそろっていることが認められましたので、政治倫理審査会を設置し、6人の委員を指名いたしました。

調査請求の対象となる事由及びこれを証するとされる資料はお手元のとおりですので、ご審査のほどを、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

ただいま議長から付託されました審査事項について、本日より審査を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、資料に含まれる個人情報の取扱いについて申し上げます。お手元の調査請求書は、審査に必要なものとして原本の写しをお配りしていますが、議会ウェブサイトへの掲載など一般に公開するものは、提出者のお名前以外の個人情報はマスキングの処理をしますので、ご承知おきください。

委員の皆様には資料の取扱いにご配慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、本日の次第に沿って進めます。

まず、調査請求内容についてであります、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局 それでは、お手元の資料に基づき、これまでの経過と調査請求書について説明をいたします。

まず、調査請求書が提出されたのが、令和8年5月8日。調査請求者は柏 壽郎さんでございます。提出者につきましては、三浦市議会議員政治倫理条例第7条により選挙権を有する市民と定められておりますので、選挙管理委員会事務局に照会し、提出者が選挙人名簿に登録されていることを確認いたしました。

次に、調査請求の対象議員は、石橋議員と小林議員の2名でございます。

対象となる事由の該当条項は、政治倫理条例第4条第1号です。お手元に議会関係例規集がありましたら、65ページをご参照ください。第4条は政治倫理基準の遵守について定めたもので、今回、該当条項とされております第1号は「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」となっております。これらの項目に違反しているということで、調査請求書が出されたものでございます。

対象となる事由の内容は、調査請求書の1、調査事項の（3）に記載のとおりでございます。

提出された際の事務局での確認、また神田議長の点検の結果、請求書類につきましては、形式的に要件を満たしていることが確認されましたので、去る6月5日の各派代表者会議への報告及び協議を踏まえ、同日、本審査会が設置されたというのが、これまでの経過であります。

なお、本日以降、審査会での審査を頂くわけですが、政治倫理条例第9条第1項に、審査会の審査事項が2つ定められております。まず、1つ目は調査請求の適否であります、調査請求について形式的に要件がそろっていることは確認しておりますが、この内容までの審査はしておりませんので、審査請求の内容が適当なものであるかについてご審査いただくことになります。そ

して、2つ目の審査事項が政治倫理基準違反の行為の存否についてであります。調査請求書に基づき、これらの審査を頂くものでございます。

事務局からは以上です。

○委員長　事務局からの説明は以上ですが、質疑等ありますか。（「なし」の声あり）なければ、次に進みます。

次に、調査請求の適否についての審査に入ります。

まず、適否についての議論に当たり、請求者や当該議員への聴取を行う必要があるかなど、審査の進め方について協議をしたいと思います。

したがいまして、次回の審査会までに、聴取が必要かなど、それぞれ検討をしてください。次回の審査会で、意見を伺って決めてまいりますので、よろしくお願いします。

本日の審査は、以上で終了いたします。

次回の開催日時については、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでございました。
